

平成 28 年度病児保育施設整備助成事業補助対象候補者の選定について

今治市健康福祉部保育課

平成 28 年度に今治市病児保育施設整備費補助金（仮称）を受けて病児保育施設を整備しようとする補助対象候補者を次のとおり選定した。

1 整備助成事業補助対象候補者

事業者名	代表者名	住所
医療法人あおい小児科	理事長 青井 努	今治市東村 5 丁目 9 番 37 号

2 募集概要

(1) 整備内容

対象施設	設置主体	対象地域	選定施設数
児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に基づく病児保育事業で、病児対応型を実施する施設	市内で病院、診療所を営業者	市内全域	2 施設

(2) 募集期間

平成 27 年 7 月 30 日～平成 27 年 9 月 30 日

(3) 応募事業者（1 団体）

事業者名	代表者名	住所
医療法人あおい小児科	理事長 青井 努	今治市東村 5 丁目 9 番 37 号

3 審査の概要と結果

(1) 審査の方式

今治市子ども・子育て会議施設選定部会において、応募者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、総合的に勘案し当該事業者を整備助成事業補助対象候補者として選定した。

(2) 審査基準等

審査項目および着眼点

項目		着 眼 点	配 点 ウ エイト	
建設 予定地 及び 整備 計画 に 関 す る こ と	1	環境	<p>○騒音、大気汚染、振動、日照等の環境はどうか</p> <p>○建設予定地周辺の建物・工場・構造物・道路・河川等から見た病児保育環境はどうか</p> <p>○児童の健康に悪影響を及ぼす恐れのある施設が周囲に存在しないか</p>	5
	2	土地の確保状況 【別敷地で施設整備する場合（自己所有済み除く）】	<p>○用地の権利関係及び当該権利の取得原因が客観的検証資料等で十分に確認でき、建設用地の確保が確実なものであるか</p> <p>○用地確保の時期が明らかであるかどうか、必要な時期までに確保できることが確認できるかどうか</p> <p>○借地の場合にあつては、事業の存続に必要な期間の使用が可能であること及び賃借料は、事業者の安定性の確保が図れる水準であることが書類等で十分に確認できるかどうか</p>	確保できる見込みがなければ失格
	3	土地の用途 【別敷地で施設整備する場合のみ】	<p>○埋蔵文化財の包蔵地内でないか、試掘検査済みであるかどうか</p> <p>○急傾斜、土砂災害等危険個所ではないかどうか</p>	クリアできなければ失格
	4	都市計画用途等	<p>○都市計画用途、都市計画法、建築基準法（用途地域）、宅地造成等規制法等の規則等違反がなくクリアされているか、又はその見込があるかどうか</p>	5
	5	施設整備の効果	<p>○子ども・子育て支援事業計画による病児保育需要確保について効果的かどうか</p>	5
	6	基準及び設備状況	<p>○建築基準法等各種規制がクリアされているかどうか</p> <p>○温度管理のための空調設備が設置されているかどうか</p> <p>○給食を安全に提供できる衛生設備があるかどうか</p>	5
	7	計画	<p>○整備計画が適正で、妥当であるかどうか</p> <p>○整備の規模、費用等の計画が適切であるかどうか</p>	5

項目		着眼点	配点ウエイト
資金計画	8	資金計画 ○施設整備や運営資金の確保について適切であり、健全かつ安定した事業運営が認められるかどうか ○資金計画等について、その内容が適切であるかどうか	5
病児保育に関すること	9	事業実施基準 ○子ども子育て支援金実施要綱 病児保育事業実施要綱 6 実施要件が遵守されているかどうか	10
	10	運営方針 ○事業実施の考え方について	10
合計点数		内訳) 建設予定地及び整備計画に関すること 25 資金計画 5 病児保育に関すること 20 合計 50	50

(3) 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、医療法人あおい小児科を選定した。

審査項目	医療法人 あおい小児科
建設予定地及び整備計画に関すること (25点)	22.4点
資金計画 (5点)	3.6点
病児保育に関すること (20点)	18.4点
合計 (50点)	44.4点
<ul style="list-style-type: none"> ・今治市の人口減少問題に少しでも役に立ちたいという熱意が伝わる。 ・保育室以外に安静室を3つ計画し、感染症対策に万全を期している。 ・職員の確保、研修方法についてもしっかりとしたものを持っている。 	

※点数は各委員の平均値